

## 協議会の将来のあり方について

考え方 前提 目指すべき形	<p>◎多摩市住替え・居住支援協議会の『居住支援』に係る部分は任意の団体へ移行</p> <p>◎『住替え支援』に係る部分は、引き続き多摩市附属機関として進める</p> <p>◎市は参加会員の立場へ移行し、事務局等を外部団体(居住支援法人やNPO等)へ引き継ぐ</p> <p>◎協議会の財源について、国土交通省の補助金(重層的住宅セーフティネット構築事業)は平成31年度で終了となる</p>	
1. 属性	市要綱設置パターン	会則設立パターン
	多摩市附属機関(現在のスタイル)	法人格を持たない独立した任意団体 (目指すべき形)
2. 特長	<p>■市独自の「住替え支援」についても協議会で協議・検討をするため、市が主体となって進めていく。また要綱に定められた期間(3年)は、市の附属機関として運営する</p> <p>■要綱で定められた期間(3年)経過後、協議会の状況を踏まえ、会則を決定し、独立した任意団体へ移行する</p> <p>■市の附属機関のため、要綱に基づき委員へ報酬を支払うことができる</p>	<p>■国土交通省の原則に沿った形</p> <p>■総会が最高議決機関となり、市が主体的になり過ぎない</p> <p>■役員(会長、副会長、会計、監査)を会員から互選する</p> <p>■互選・任期制の役員でもあるため会員すべてが役員になり得るので総会への参加に係る報酬は無し</p> <p>■事業実施にあたり、専門的かつ具体的な協議検討するため部会を設置することができる</p>
3. 他市区の状況	都内居住支援協議会設置自治体: 12自治体(平成30年9月3日現在)	
	12自治体中、2区1市は要綱で設置	12自治体中、1都5区3市が会則で設置
4. 課題	<p>■任意団体としての独立、事務局運営等を別団体へ引き継ぐことがますます難しくなる可能性がある。</p> <p>■協議会の委員の方に対しては、市の負担により報酬を支払えるが、任意団体へ移行後は報酬を支払えるか不明。</p>	<p>■任意団体のため、参加会員が活動する際の根拠として会則だけでは動きにくい可能性がある。別途協定締結が必要。</p> <p>■国庫補助金がなくなるため、財源の確保が必要である</p>